

当社製品に関する訴訟の第一審判決について

ブラザー工業株式会社（社長：佐々木一郎）に対して提訴されていた、当社製品に関する訴訟に関して、東京地方裁判所は、9月30日、当社敗訴の判決を言い渡しました。当社はお客様に安心して製品を使っただけを最優先に開発設計を行っており、排除目的ではないことを主張してまいりましたが、事実認定において当社の主張が認められなかったことは遺憾であります。今後の対応は、司法の判断を尊重したうえで詳細を検討し、決定してまいります。

なお本訴訟及び判決内容は、現在の流通製品および弊社製品をご愛用いただいているお客様のご使用に影響を及ぼすものではありません。ご心配をおかけしましたことにお詫び申し上げますとともに、引き続きブラザー製品のご愛顧をよろしくお願い申し上げます。

【訴訟の概要】

- ・訴訟提起日 2019年12月25日
- ・判決日 2021年9月30日
- ・裁判所 東京地方裁判所
- ・訴訟内容 当社が製造する一部のインクジェット複合機に故障検知に係る機構を導入したところ、原告が販売する互換品インクカートリッジが当該インクジェット複合機において駆動しなかったことを受け、当該機構の停止、損害賠償金の支払いを求め、提訴されたもの
- ・原告 カラークリエーション株式会社（東京都葛飾区）
エレコム株式会社（大阪府中央区）
- ・判決内容 （1）当社は原告であるエレコム株式会社に対して151万3,884円の損害賠償金を支払う
（2）原告のその余の請求を棄却する